

○大府市保全地区等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成23年大府市条例第2号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、人と自然との豊かなふれあいが生まれる良好な生活環境の形成を図るため、保全地区等の所有者等に対し、予算の範囲内において交付する大府市保全地区等助成金（以下「助成金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、条例第10条第1項の規定により指定された保全地区等を所有する者又は管理する者（以下「所有者等」という。）とする。

(対象活動)

第3条 助成金の交付の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、保全地区等の保存又は管理に関する活動とする。

(対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、対象活動に要する経費のうち、市長が認めるものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保全地区等助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、保全地区等助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定において、特に必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

(交付の請求)

第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに、助成金を交付するものとする。

2 助成金は、規則第11条第1項の規定に基づき、その全部を前渡しする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 条例第13条の規定により保全地区等の指定の解除がされたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。

(3) 第6条第2項の条件に違反したと認められるとき。

(保全地区等の変更)

第10条 所有者等は、助成金の交付に係る保全地区等について、次の各号のいずれかに該当するときは、保全地区等指定変更・廃止届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 樹木を伐採する必要があるとき。
- (2) 所有権を他人に譲渡しようとするとき。
- (3) 樹勢の減退、枯死、倒伏等により、形状が著しく損われたとき。
- (4) 災害その他の原因により、現状の維持又は保全をすることが困難と認められる被害が発生したとき。
- (5) 所在地の分筆等により、地番が変更されたとき。
- (6) 条例第10条第1項による指定が廃止されたとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

(実績報告)

第11条 受給者は、対象活動が完了した日から起算して30日以内に、保全地区等助成金実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。